

# 児童手当事務について

## 1 概要

児童手当事務は、0歳～18歳の児童を養育している当該市区町村に居住する者である受給資格者からの申請に基づき、申請内容について審査の上、市町村長が支給の認定・却下を行う事務です。各市町村での支給となるため、転出入時には、都度認定・消滅の処理が必要となります。

支給要件は以下のとおり。

＜児童手当の受給者となりうる者＞

- ・日本国内に住所を有すること
- ・児童を監護し、その児童と一定の生計関係にあること
- ・主たる生計維持者であること

また、児童手当は被用者（＝厚生年金保険の被保険者等）、非被用者（＝国民年金被保険者等）および公務員に大別され、それぞれ国、都道府県、市町村および事業主の負担割合が異なります。そのため、児童手当の認定にあたっては、どの区分に属するかの確認のために、年金加入状況の確認を行います。

## 2 児童手当事務における情報連携

児童手当は上記のような要件が必要となることから、年に一度現況届の提出が必要でしたが、令和4年の制度改正に伴い、原則現況届の提出は不要となりました。これにより、児童手当認定の審査、年に一度の受給資格確認は、マイナンバーを利用した情報連携により確認を行うことが必要となります。

照会の種類	照会内容	照会先
住基情報の照会	他市町村に居住する配偶者や児童について、住民登録の確認を行う。	各市区町村
所得情報の照会	主たる生計維持者把握のため、請求者及び配偶者の所得情報を確認する。 (令和6年10月の制度改正前は所得制限あり)	各市区町村
年金加入状況の照会	被用者・非被用者の区分を確認するために、受給資格者の年金加入状況について確認を行う。	日本年金機構
公金受取口座の照会	公金受取口座での受給を希望する受給資格者について、公金受取口座の情報を照会する。	デジタル庁

### 3 令和6年10月の児童手当制度改正について

<児童手当制度改正内容>

	制度改正前	制度改正後
支給対象児童	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)
所得制限	所得制限額：年収960万円未満 ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし
手当月額	3歳未満 15,000円 3歳～小学校修了前 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 30,000円 中学生 10,000円 所得制限額以上 5,000円 所得上限額以上 支給なし	3歳未満 第1子・第2子 15,000円 第3子以降 30,000円 3歳～高校生年代 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 30,000円
受給資格者	・監護生計要件を満たす父母等 ・児童が施設に入所している場合は施設の設置者等	同左
支払期月	3回(2月、6月、10月) (各前月までの4か月分を支払)	6回(偶数月) (各前月までの2か月分を支払)
多子加算の カウント対象	高校生年代の子からカウント	大学生年代の子からカウント ※経済負担状況により例外あり

令和6年10月の制度改正に伴い、下記の対象者が新たに児童手当受給資格対象となりました。

○高校生(年代)を養育する父母等

○所得上限額を超過している世帯

⇒従前は特定個人情報保護評価(重点項目評価)でしたが、支給対象が増加したことによるしきい値の変更に伴い、特定個人情報保護評価(全項目評価)の実施が必要となりました。